

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を改正し、深夜商業施設・大規模小売店舗の防犯指針を策定しました



滋賀県

深夜商業施設 大規模小売店舗に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例(平成15年滋賀県条例第5号)第15条第2項の規定に基づき、深夜商業施設および大規模小売店舗について、犯罪の防止に留意した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めることにより、県民が安全に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とします。

2 適用範囲等

〔深夜商業施設〕

(1) この指針は、深夜(午後11時から翌日の午前5時までの間をいう)

に営業を行う商業施設で規則で定める次の施設を対象とします。

ア. 百貨店およびスーパーマーケット

イ. コンビニエンスストア

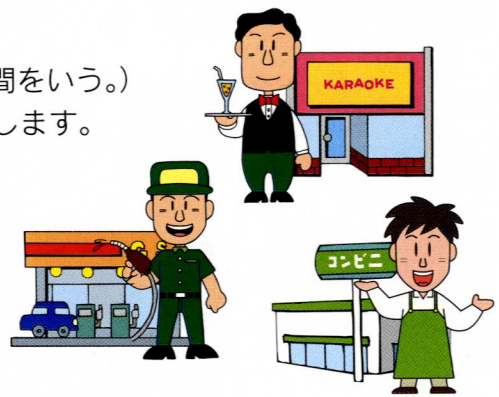
ウ. ガソリンスタンド

エ. 書籍・雑誌小売店

オ. CD・ビデオショップ

カ. カラオケボックス

キ. 複合カフェ(設備を設けて客に図書等の閲覧やインターネットの利用をさせるもの。)



(2) この指針は、事業者が努力すべき深夜商業施設の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものです。

(3) この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、管理体制の整備状況、地域住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応してください。

〔大規模小売店舗〕

(1) この指針は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2号に規定する大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡を超える小売業を行うための店舗)を対象とします。



(2) この指針は、事業者(大規模小売店舗の設置者、管理者および各テナントの事業者)がそれぞれの事業の範囲内において努力すべき大規模小売店舗の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものです。

(3) この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、管理体制の整備状況、地域住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応してください。

なお、深夜に営業を行う大規模小売店舗については、「深夜商業施設に関する防犯上の指針」を併せて適用します。

第2 具体的方策

■ は深夜商業施設、■ は大規模小売店舗にのみ適用

1 施設の構造等

(1) 出入口

ア. 出入口は、道路、通路および廊下等(以下「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置し、扉を設置する場合には内外を相互に見通せる構造にする。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ. 利用者出入口には、従業員に来客を認識させる来客感応装置を設置する。

ウ. 従業員出入口は、センサーライトを設置するなど深夜時間帯における視認性を確保するとともに、自動施錠機能付き扉^(注1)、防犯建物部品^(注2)等を設置することが望ましい。



(2) 窓

ア. 窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシおよびガラス(防犯建具部品等のフィルムを貼り付けたものを含む。以下同じ。)を設置する。

イ. 必要に応じ、面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い構造とする。

(3) エレベーターホールおよびエレベーター

ア. エレベーターホールは、売り場または通路から見通しが確保された位置に配置する。

イ. エレベーターホールの照明設備は、人の顔および行動を識別できるよう、おおむね20ルクス以上の平均水平照度^(注3)を確保する。

ウ. エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置することが望ましい。

エ. エレベーターのかご内には、犯罪の発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置および警報ベルを子どもでも使用可能な位置に設置する。



(4) 階段

利用者用の階段には、周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品を放置しない。

(5) 屋上

ア. 屋上に通じる出入口には、防犯建物部品等を設置する。

イ. 利用者が使用しない屋上に通じる扉は、常に施錠するとともに、施錠状況を確認する。

ウ. 人の転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行う。

(6) 商品陳列棚

ア. 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ. 商品は陳列棚に収納し、通路に施設内の見通しを妨げるものを置かない。

ウ. **高額商品等は鍵付きのショーウィンドウ等に収納陳列するとともに、常に監視できる位置に従業員を配置する。**

(7) 試着室

衣服の試着室は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

(8) レジカウンター

ア. レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に設置する。なお、見通しが確保されない場合には防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ. レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ（待避空間）を確保した構造とすることが望ましい。

ウ. **犯罪企図者の侵入防止に配慮した脇扉を設置する。**

エ. レジカウンター内および施設内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。

オ. レジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。



(9) レジスター・金庫

ア. レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置する。

イ. 深夜時間帯においては、利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。

ウ. **従業員の勤務状況や利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。**

エ. 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。

(10) 子ども広場、ゲームコーナー等

ア. **子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。**

イ. **遊具を設置する場合は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。**

(11) トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置および警報ベルを子どもでも使用可能な位置に設置することが望ましい。

(12) 事務室、倉庫等

事務室、倉庫等の利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じる。

(13) 現金自動預払機等

ア. 施設に現金自動預払機 (ATM) 等を設置する場合は、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。

イ. 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。

ウ. 振り込め詐欺などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。